

(仮称)門真市就学前教育・保育共通カリキュラム

【 素 案 】

平成 28 年 8 月

門真市教育委員会

目 次

1. はじめに	1
2. 門真市就学前教育・保育共通カリキュラムの位置づけ	2
(1) 門真市就学前教育・保育共通カリキュラムと関連計画との関係	2
(2) 本市の就学前児童の状況	6
① 子どもの人口の推移と将来推計	6
② 就学前教育・保育施設等の状況	7
(3) 共生の視点を大切にした就学前教育・保育の内容の充実	8
① 障がいがある子どもなどへの支援	8
② 家庭・生活環境に問題を抱える子どもへの支援	9
③ 外国にルーツを持つ子どもへの支援	10
(4) 健康・安全の配慮	11
(5) 地域の子育て支援の拠点としての役割	12
3. 基本理念	14
4. めざす子ども像	15
5. 年齢別カリキュラム（各年齢の発達と教育のねらい）	
・おおむね6カ月未満	
・おおむね6カ月～1歳3カ月	
・おおむね1歳3カ月～2歳未満	
・おおむね2歳	
・おおむね3歳	
・おおむね4歳	
・おおむね5歳	
6. 小学校への接続	
(1) 就学前教育から小学校教育への円滑な接続	
(2) 就学にあたり連携・交流等の取り組み	

1. はじめに

産声をあげて生まれたときから、日々育ちを積み重ねる子どもたち。お父さんやお母さんなど保護者の手で、また幼稚園や保育所、認定こども園等の就学前教育・保育施設で健やかに心身が育ち、そして小学校へ進学していきます。

一人ひとりの子どもの健やかな成長は、幼稚園教諭・保育士をはじめとする教育・保育に関わるすべての者の願いです。

一方、近年の子どもをとりまく状況をみると、急速な少子化による家族形態の変化や就労環境の多様化、地域のつながりの希薄化などに伴い、家庭や地域の子育て力・教育力の低下など厳しい現実があります。

また、このような社会状況の中で、子どもたちは生活体験や自然体験が不足し、他者との関わりの機会も少なくなってきました。そのため、基本的な生活習慣が身についていない、自制心や規範意識が十分に育っていない、運動能力が低下しているといった問題も指摘されており、就学前教育・保育施設の果たす役割は、非常に重要性を増しています。

その一方で、各就学前教育・保育施設の考え方や手法、就学後の小学校の教育課程の構成原理や指導方法との間に差異があることなどから、育ちや学びの連続性・一貫性を図ることが、大きな課題となっています。この課題を乗り越えるためには、子どもと関わりを持つ各施設間の互いの教育・保育への理解が欠かせません。

このような中、本市ではこれまでの間、幼稚園、保育所及び小中学校の連携をめざして、あらゆる機会をとらえて交流を促進し、学習内容や指導方法等の情報交換、合同研修などを積み重ね、連携強化を進めてきました。今後は、認定こども園など子ども・子育て支援新制度開始以降の新たな施設も含め、この取り組みをさらに一歩前に進め、本市が就学前教育・保育において重視する内容を明確にし、すべての子どもが質の高い教育・保育を受けることができる環境を整えることが求められています。

こうしたことから、就学前の教育・保育施設を一体的にとらえ、それぞれの設置目的や理念・制度の違いを超えて、育てたい子どもの姿や育ちを共有し、就学前教育・保育の本質を大切にするとともに、就学を見据えた教育・保育を小学校とともに実践していくため、「門真市就学前教育・保育共通カリキュラム」を策定します。

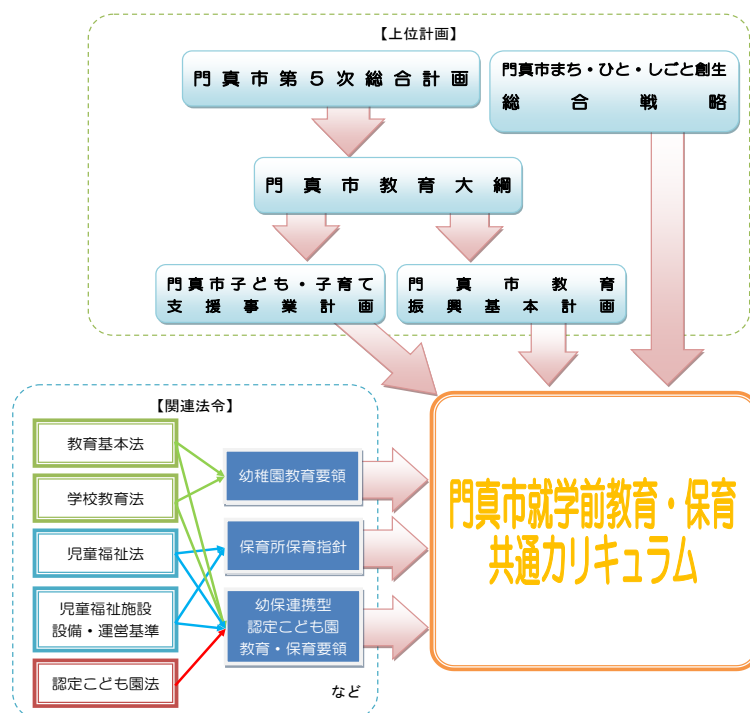
2. 門真市就学前教育・保育共通カリキュラムの位置づけ

本カリキュラムは、本市のすべての就学前教育・保育施設等で育つ子どもたちに対して、乳幼児期に大切にできる基本的な心身の発達や学びを確保するとともに、円滑な小学校への接続を図るための教育・保育を実施するために指針となる総合的なカリキュラムとして位置づけます。

(1) 門真市就学前教育・保育共通カリキュラムと関連計画との関係

本カリキュラムは、教育基本法及び学校教育法等に基づく「幼稚園教育要領」、児童福祉法及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等に基づく「保育所保育指針」、認定こども園法等に基づく「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」の趣旨を踏まえ、策定するものとします。

また、市政運営の指針とまちづくりの目標を示す「門真市第5次総合計画」、本市教育の根幹となる基本理念と基本方針を定める「門真市教育大綱」を踏まえ、子ども・子育て支援法、教育基本法といった個別法に基づく「門真市子ども・子育て支援事業計画」及び「門真市教育振興基本計画」、また、第5次総合計画の実現に向けた重点施策やキーワード施策を充実するための基本方策を示す「門真市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を上位計画とし、その具体化を図るものとして策定します。



<各関連計画での門真市就学前教育・保育共通カリキュラムの位置づけ>

○門真市第5次総合計画における位置づけ

第2節 心豊かでたくましい子どもを育むまちをつくります

1 みんなで子どもの健康な心や体をつくります

(1) 子どもの教育環境の充実

1) 幼児（就学前）教育の充実

幼児期の教育・保育の質の向上を図るため、認定こども園の普及や就学前教育・保育の総合的なカリキュラムの研究を行うとともに、小学校との連携を図りながら、保育所、幼稚園、認定こども園での集団生活や学びの基礎をつくる教育を進めます。

達成度を測る指標	平成20（2008） 年度末の状況	平成25年度実績 ／平成26年度目標	平成31年度末 目標
就学前教育・保育の総合的なカリキュラムに基づく教育・保育の実施設数	新設	0園／—	5園

【門真市第5次総合計画（改定版）より抜粋】

○門真市教育大綱における位置づけ

4. 基本方針

(1) 子どもを健やかに育む環境をつくります

子どもが明るい希望を持って笑顔で育ち、将来、次代の親として未来を担う存在となるよう、一人ひとりの子どもの心豊かな成長をはぐくむ環境づくりが求められています。

とりわけ乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期であることから、幼稚園、保育所、認定こども園等各種の教育・保育機関において、就学前児童に対する発達段階に応じた豊かな感性を養い、基本的な生活習慣を身につけるための総合的な教育・保育を提供します。

また、「小1プロブレム」が問題となっており、子どもの連続した育ちを確保するため、就学前後の交流・連携を深め、より途切れのない一体的な教育・保育を提供できる体制づくりを一層推進します。

さらに、すべての子どもの発達を保障するため、障がい児に対する一人ひとりの状況に応じた療育や支援教育・保育の充実に努めることなどにより、「子どもの最善の利益」の実現に向けた取組を進め、門真市の将来を担う子どもを健やかに育む環境づくりをめざします。

【門真市教育大綱より抜粋】

○門真市子ども・子育て支援事業計画における位置づけ

基本施策2 就学前教育・保育施設及び小学校間の連携

施策の方向性

子どもの利用する施設に関わらず、本市の就学前の子どもの育ちや心身の発達を保障するため、共通のカリキュラムによる教育・保育を推進するなど、幼稚園・保育所・認定こども園等の連携を深めます。また、就学前から小学校への円滑な移行ができるように幼稚園・保育所・認定こども園等と小学校との連携を強化し、子どもの発達や学びの連続性の確保に努めます。

主な取組

No	個別施策	取組内容
2	就学前教育・保育カリキュラムの作成	すべての場で育つ子どもに対して、乳幼児期に大切にしている基本的な心身の発達や学びを確保するため、本市としての「めざす子ども像」や理念を検討し、幼・保共通のカリキュラムを作成します。

【門真市子ども・子育て支援事業計画より抜粋】

○門真市教育振興基本計画における位置づけ

施策の方向4 15年一貫教育を進めます

実施施策（1）就学前教育・保育施設及び小学校間との連携の推進

今後の方向性

幼児教育は「生きる力」の基礎となる、人間としての土台を育てる教育であり、すべての子どもが質の高い幼児教育を受けることができる環境を整えることが重要です。そのために、本市が幼児教育・保育として重視したい内容を明確にするため、統一的なカリキュラムを作成することが大切です。また、小学校教育への円滑な接続を見据え、子どもの発達と学びの連続性を確保するために保育士、教員が相互に幼児期から児童期への発達の流れを理解しておく必要があります。

本市では、教育委員会にこども未来部、学校教育部が置かれているメリットを最大限に生かして、このような総合的で一貫した就学前から小学校につながる教育・保育の流れをつくっていきます。

主な実施事業

①就学前教育・保育共通カリキュラムの作成

すべての場で育つ子どもたちに対して、乳幼児期に大切にしている基本的な心身の発達や学びを確保するとともに、円滑な小学校への接続を図るため、本市としての「めざす子ども像」や理念を検討し、本市共通のカリキュラムを作成します。

【門真市教育振興基本計画より抜粋】

○門真市まち・ひと・しごと創生総合戦略における位置づけ

《めざすべき方向性②》

将来の門真市を担う子どもたちの健やかな成長を促すため、人格形成の基礎となる就学前の教育・保育から、社会的自立の基礎を育む義務教育の段階まで一貫した教育・保育を提供します。

【具体的な施策】

●子どもの教育環境の充実

乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期であることから、幼稚園、保育所、認定こども園等各種の就学前教育・保育機関において、就学前児童に対する発達段階に応じた豊かな感性を養い、基本的な生活習慣を身につけるための総合的な教育・保育を実施します。また、きめ細かな教育を促進するための学校環境の整備充実を図るとともに、保幼小中の切れ目のない教育課程の編成を進めるなど、義務教育修了までの一貫した教育をめざします。

そして、子どもの学ぶ意欲や自尊感情を高める取組を推進し、「健やかな体」「豊かな心」「確かな学力」をバランスよく育む教育環境を整備するとともに、子どもの学力や社会性を伸ばさせるため、基礎的な知識・技能の確実な定着と合わせて、獲得した知識を自らの経験と結びつけて活用を図る能力の育成が図れるような教育内容や学習の場をつくります。また、キャリア教育の視点から、職業講話や職業体験学習を通して、子どもがさまざまな職業の社会的意義を理解するとともに、自己の可能性に気付き、自らの意思と責任で進路を選択する能力や態度を身に付けることができるよう支援します。

< K P I 指標（重要業績評価指標） >

達成度を測る指標	基準値	目標値（H31年度）
就学前教育・保育の総合的なカリキュラムに基づく教育・保育が公私立を問わず全市で推進される比率	0% （平成26年度）	100%

【門真市まち・ひと・しごと創生総合戦略より抜粋】

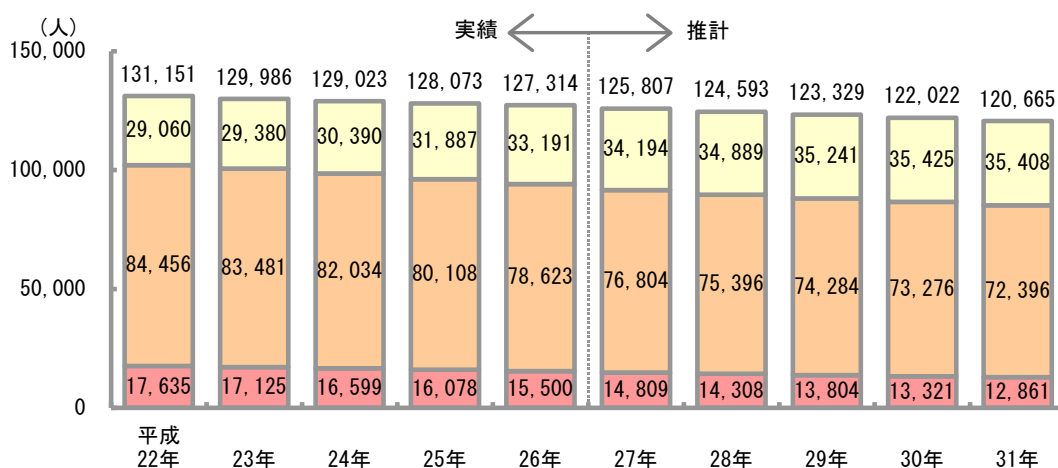
(2) 本市の就学前児童の状況

① 子どもの人口の推移と将来推計

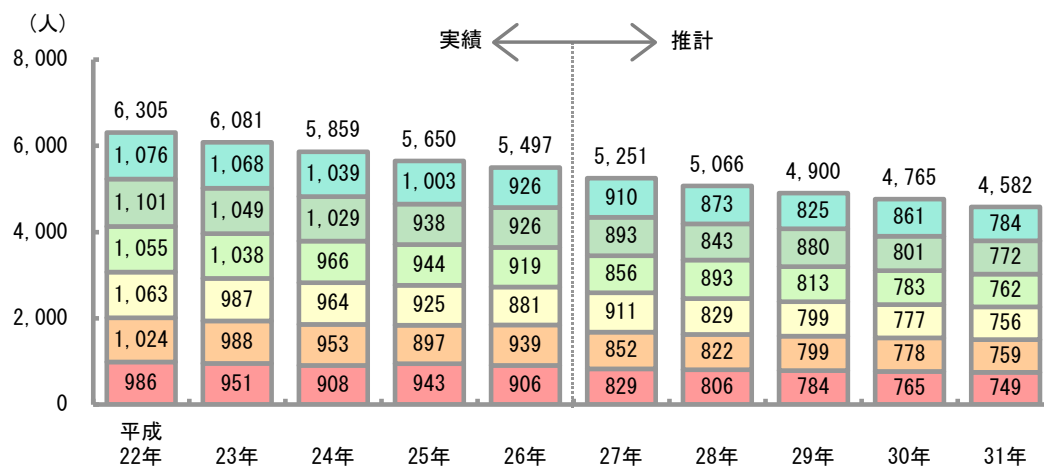
平成27年3月に策定した「門真市子ども・子育て支援事業計画」では、本市の人口推移は、平成23年以降、毎年約1,000人ずつ減少しており、平成26年には127,314人となっています。今後の人口推計をみても、減少傾向は続く予想され、平成31年には、平成26年よりも6,649人少ない120,665人と推計されています。

また、本カリキュラムの対象となる0歳から5歳までの就学前の子ども的人口推移においても人口が減少しており、平成26年で5,497人と、平成22年に比べ808人減少しています。人口推計では平成27年以降も減少が続くとされ、平成31年には、平成26年よりも915人少ない4,582人とされています。

<人口推移と推計>



<就学前の子ども人口の推移と推計>



【資料：門真市子ども・子育て支援事業計画】

② 就学前教育・保育施設等の状況

平成28年5月現在で、本カリキュラムの対象となる市内の幼稚園は816人、認可保育所は1,289人、幼保連携型認定こども園は1,023人、小規模保育事業所は22人の本市の子どもが利用しています。

0歳児から2歳児では、子どもの人数2,455人のうち、本市の保育所を利用している子どもは513人で20.9%、幼保連携型認定こども園を利用している子どもは327人で13.3%、小規模保育事業所を利用している子どもは22人で0.9%を占めており、35.1%の子どもが保育所等において集団での保育を受けています。

また、3歳児から5歳児では、子どもの人数2,616人のうち、本市の幼稚園を利用している子どもは816人で31.2%、保育所を利用している子どもは776人で29.7%、幼保連携型認定こども園を利用している子どもは696人で26.6%を占めており、87.5%の子どもが本市の就学前教育・保育施設等において集団での教育・保育を受けています。

<年齢別就学前教育・保育施設等利用状況（平成28年5月1日時点）>

年齢	人口	保育所				認定こども園		小規模保育事業所		合計		
		公立	私立	合計	市外	私立	市外	私立	市外	市内	市外	合計
0歳児	813	21	72	93	2	62	2	2	1	157	5	162
1歳児	793	40	135	175	1	126	2	7	1	308	4	312
2歳児	849	68	177	245	3	139	4	13	0	399	9	408
合計	2,455	129	384	513	6	327	8	22	2	864	18	882

年齢	人口	幼稚園				保育所				認定こども園					合計		
		公立	私立	合計	市外	公立	私立	合計	市外	私立			市外		市内	市外	合計
										1号	2・3号	合計	1号	2・3号			
3歳児	879		219	219	16	75	181	256	3	81	155	236	13	5	711	37	748
4歳児	836	46	224	270	8	78	177	255	0	78	167	245	13	11	770	32	802
5歳児	901	58	269	327	27	85	180	265	5	51	164	215	15	12	807	59	866
合計	2,616	104	712	816	51	238	538	776	8	210	486	696	41	28	2,288	128	2,416

【資料：保育幼稚園課調べ】

(3) 共生の視点を大切にした就学前教育・保育の内容の充実

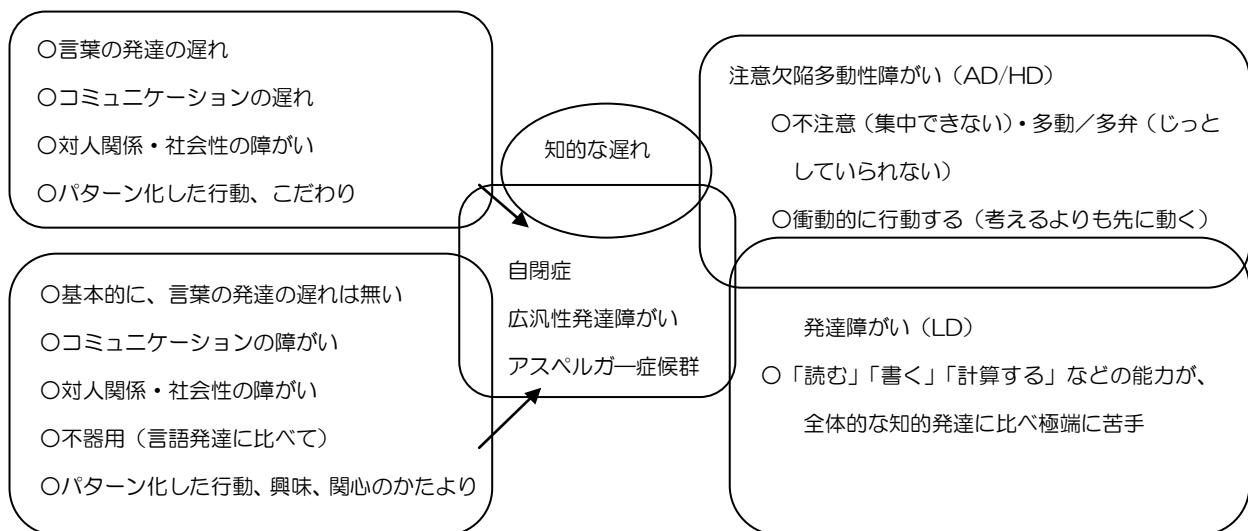
① 障がいがある子どもなどへの支援

近年、就学前教育・保育施設等において発達障がいやその疑いのある子どもが増加傾向にあるとされており、これまでの3障がい（身体、知的、精神）に加え、発達障がい（自閉症、学習障がい、注意欠陥・多動性障がい、アスペルガー症候群等）を含めた支援の必要性についても高まっています。

発達障がいにおいては、4歳・5歳頃から特別な支援が必要な状態が顕著にみられるようになるケースや保護者の理解が難しいケースも多く、子どもの発達を保障するため、できるだけ早期に支援を行えるよう早期発見に努めるとともに、こども発達支援センター等における療育や就学前教育・保育施設等における支援教育・障がい児保育の充実に努める必要があります。

<主な発達障がいについて>

発達支援法において、発達障がいは自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥・多動性障がい、その他これに類する脳機能障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものと定義されています。障がいの種類を明確に分けることは難しく、それぞれが重なりあう場合が多いとされています。



【参考：内閣府大臣官房政府広報室HP】

また、集団生活の中での育ちの経過や家庭での様子などの状況把握をし、保護者への就園指導や就学指導を早期から丁寧に行うために、保護者の意見を十分に傾聴し、就学前教育・保育施設等と保護者が共に育てていくという意識に立ってつながりを深めていくことが重要です。このため、幼稚園・保育所・認定こども園等では、一人一人の教育的ニーズに応じた支援に向けて、子どもの実態の見極め方や具体的な支援の手立てを学び、指導技術の向上を図るために、下記のような取り組みをしています。

- ◎ 市の実施する巡回相談等の支援事業を活用し、専門家の指導を受けています。
- ◎ 市の医療・福祉・教育・関係機関と連携を図っています。
- ◎ 障がい児加配（補助員）が配置されている園では、クラス担任や職員間の連携のもとに、一貫した支援に努めています。
- ◎ 一人一人の子どもの状態や発達段階を把握し、保護者と連携しながら、「個別の教育支援計画」または「個別の指導計画」を作成し、関係機関や保護者との連携をもとに、一人一人に応じた具体的な手立てによって、育ちを促す取り組みを進めています。
- ◎ 小学校への就学に関して、入学前の情報交換や引き継ぎを行い、小学校と連携して就学指導を行っています。
- ◎ 特別支援教育の研修会に参加するよう努めています。

② 家庭・生活環境に問題を抱える子どもへの支援

少子化の進行や地域における連帯感の希薄化、育児情報の氾濫などを背景に、子育て中の保護者は、多くの不安やストレスを抱えているともいわれ、わが子を虐待してしまう痛ましい事件の増加が大きな社会問題となっています。

虐待は、子どもの人権を侵害し、子どもの心身の成長や人格形成に重大な影響を及ぼすため、迅速かつ適切な対応が求められます。

児童虐待の発生を未然に防ぐため、相談をはじめとしたさまざまな機会をとらえて家庭の状況の把握、また、保護者の育児不安や悩み解消への早期対応に努め、訪問等による援助・育児支援を行うとともに、関係機関との連携会議等を開催し、要保護児童等に対する対応方針の検討や進捗管理を行うとともに、児童虐待に関する周知・啓発等を行うことにより、さまざまな事例に的確に対応していけるよう連携強化を図っていく必要があります。

③ 外国にルーツを持つ子どもへの支援

本市には、多数の外国にルーツを持つ子どもがいます。

門真市の在留外国人総数は、平成28年7月1日現在2,758人と、人口総数（125,121人）の2.2%を占めています。これは、府内においても高い比率となっており、その多くが中国からの帰国者とその親族で、その他には、居住を伴う就労や留学を目的とした外国人です。

このような状況の中、互いに違いを認め合いながら相手を尊重し、共に生きていこうとする態度を子どもたちに育むことは、子どもの社会性を伸ばしていくために極めて重要な事です。

共生をキーワードにして、就学前教育・保育施設等における人権教育の充実を図り、すべての子どもを大切にす教育内容の充実に努める必要があります。

そのためには、日本の子どもも外国にルーツのある子どもも共に学ぶことを通して、思いやりのある心を持ち、人を大切にしながら温かい人間関係を築こうとする態度を培うことも重要です。

<門真市における外国籍別人数（平成28年7月1日現在）>

国籍	中国	韓国	ベトナム	フィリピン	朝鮮
人数（男）	586	384	112	55	44
（女）	710	436	100	91	38
合計	1,296	820	212	146	82

【資料：保育幼稚園課調べ】

(4) 健康・安全の配慮

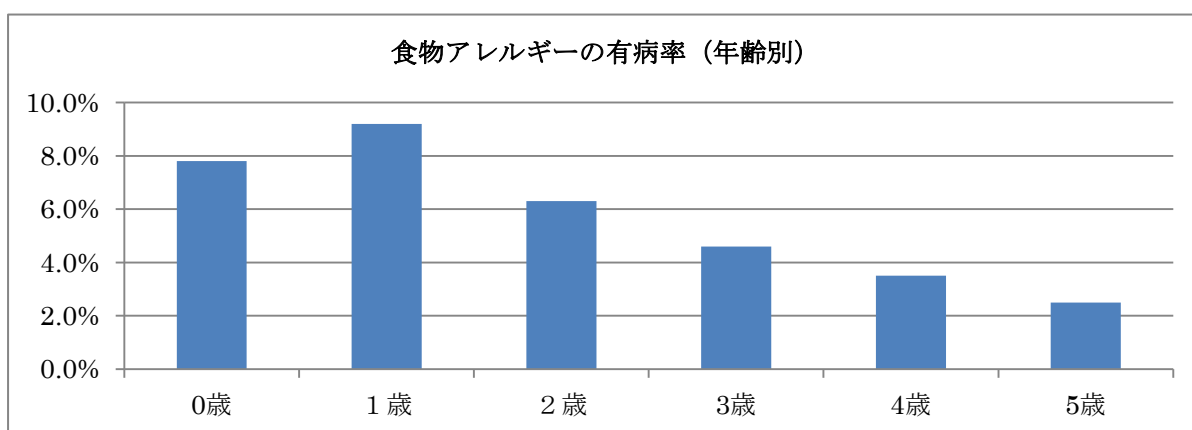
人が健康で安全、快適な生活を営む上で大切なことは、乳幼児期から発達に応じた自立と社会性を養うための基本的な生活習慣を身につけていくことです。

健康面については、子どもの日々の健康状態を、保護者とともに把握し、一人ひとりの健康の保持及び増進に努める必要があります。また、疾病や感染症を予防するため、専門機関と連携し、衛生的で安全な体制を整備し、生活を通して子どもが自らの健康を保つ行為を習慣化できるよう努め、生涯にわたる健康の基礎を培い、身体だけでなく、心の健康も保持、向上していく必要があります。

加えて、食を営む力の基礎を培うよう、家庭と連携しながら、食に関する習慣の定着を図るとともに、子どもが食べる喜びを感じられるよう創意工夫を行うなど、乳幼児期からの食育を組織的・計画的・継続的に進めていくことが重要です。また、アレルギー等の個別対応が必要な子どもに対しては、家庭と連携しつつ、安全を確保した上で、食生活が豊かになるよう工夫や支援を行う必要があります。

安全面については、施設、園庭、遊具、玩具等の日常の安全管理はもちろんのこと、子ども自らが身を守り、安全を確保する能力を育てるため、交通安全・防犯教室等を実施します。さらに、震災の教訓を生かし、定期的に避難訓練を実施し、災害時の適切な行動等について日頃から指導するとともに、事故防止マニュアルを策定し、子どもの安全確保について、家庭や地域、関係機関との連携を図ります。

<保育所における食物アレルギーに関する全国調査>



【資料：日本保育園保健協議会・平成21年）より引用】

<年齢別原因調査>

年齢群	0歳	1歳	2・3歳	4～6歳	7～19歳	20歳以上	合計
症例数	1270	699	594	454	499	366	3882
第1位	鶏卵 62.1%	鶏卵 44.6%	鶏卵 30.1%	鶏卵 23.3%	甲殻類 16.0%	甲殻類 18.0%	鶏卵 38.3%
第2位	牛乳 20.1%	牛乳 15.9%	牛乳 19.7%	牛乳 18.5%	鶏卵 15.2%	小麦 14.8%	牛乳 15.9%
第3位	小麦 7.1%	小麦 7.0%	小麦 7.7%	甲殻類 9.0%	ソバ 10.8%	果物類 12.8%	小麦 8.0%
第4位		魚卵 6.7%	ピーナッツ 5.2%	果物類 8.8%	小麦 6.8%	魚類 11.2%	甲殻類 6.2%
第5位				ピーナッツ 6.2%	果物類 9.0%	ソバ 7.1%	果物類 6.0%
第6位				ソバ 5.9%	牛乳 8.2%	鶏卵 6.6%	ソバ 4.6%
第7位				小麦 5.3%	魚類 7.4%		魚類 4.4%

【資料：食物アレルギー診療ガイドライン2012】

(日本小児アレルギー学会食物アレルギー委員会) より引用】

(5) 地域の子育て支援の拠点としての役割

近年、家庭の教育力の低下や、地域における人間関係の希薄化などによる地域の教育力や子育て支援機能の低下が指摘されています。

子どもにとってより良い教育・保育環境を確保するためには、就学前教育・保育施設、家庭、地域がそれぞれの教育・保育機能の充実をはかるとともに、相互の連携を強化し、一体となって子どもの教育・保育に取り組む環境づくりを進めていくことが必要です。

家庭・地域との連携については、幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領においても、家庭や地域での子どもの生活の連続性に配慮すること、家庭や地域との連携や協力、地域の資源の積極的な活用などが記述されており、連携を深めるためには、就学前教育・保育施設と家庭、地域が子どもの育ちを共有することが必要です。

就学前教育・保育施設等は「地域における子育て支援の拠点」として、その専門性を活かし、通園している子どもの保護者はもとより、家庭で子育てされている保護者に対しても、地域や関係機関と連携しながら、子育て相談や情報提供を行い、子育てを楽しめるよう支援の充実を図ることが求められています。

本市では、公立、私立ともに就学前教育・保育施設等で、地域の未就園の子どもたちを対象に、園舎や園庭を開放して遊びや遊び場の提供や、その際に保護者の相談を受ける場を定期的、継続的に行っています。また、「地域子育て支援センター」や「なかよし広場」、「あおぞら保育」等を市民プラザ内施設や地域の公園を利用して開設し、子ども同士、親同士の交流が図れる場を設けています。

これらの催しの日程や場所、子育てに関する情報提供は、市のホームページや広報等で積極的に行っています。

これら就学前教育・保育施設等の子育て支援の取り組み内容やその成果、実施日数等について、事業に携わる職員が実践を振り返り、討議することで、次の子育て支援の取り組みを一層充実したものにしていける必要があります。

<子育て支援拠点事業の年間延べ利用人数の推移>

(単位：人)

類型	施設名	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
センター型	地域子育て支援センター	468	560	697	492	516
ひろば型	なかよし広場	9,967	14,941	13,847	13,450	13,358
合 計		10,435	15,501	14,544	13,942	13,874

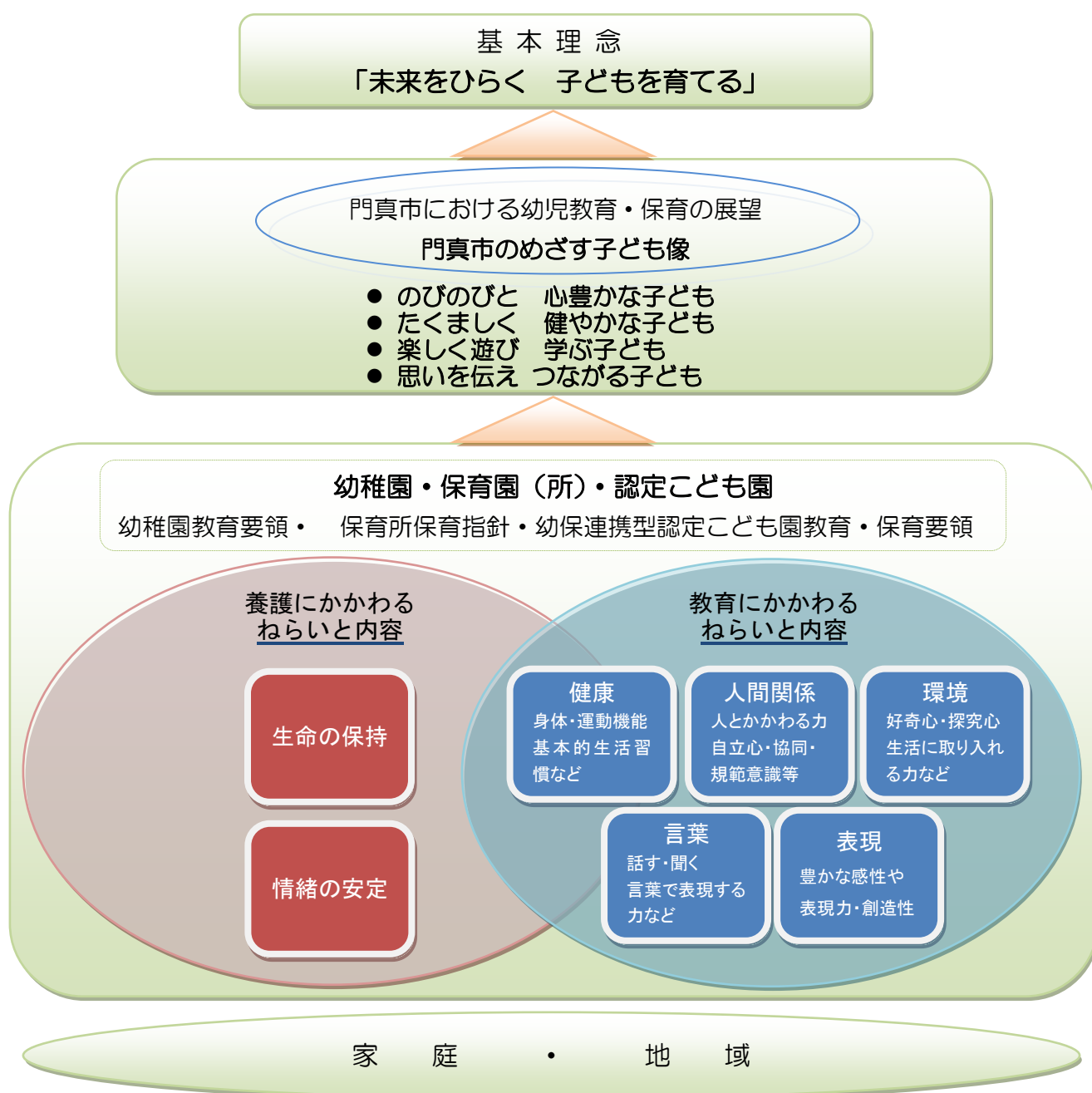
※「年間延べ利用人数」は、保護者と子の合計利用人数

【資料：子育て支援課調べ】

3. 基本理念

未来をひらく 子どもを育てる

幼稚園、保育所、認定こども園などの就学前教育・保育施設等と学校、地域が一体となって、質の高い教育・保育を提供し、希望あふれる門真の未来を切り開く人材として育てていくことを目的に、「未来をひらく 子どもを育てる」ことを基本理念とします。



4. めざす子ども像

「未来をひらく 子どもを育てる」ことを見据え、健康で安全な習慣や態度、自立した生活をつくる力を大切に、自ら学び考え行動する力を発揮し、心豊かでひとつつながる子どもであってほしいと願い、次の4つの子ども像を、本市の「めざす子ども像」として設定しました。

- のびのびと 心豊かな子ども
- たくましく 健やかな子ども
- 楽しく遊び 学ぶ子ども
- 思いを伝え つながる子ども

<具体的な育みたい力>

